国民年金

問合先　国保年金課

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」発行

～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日～12月31日に納付した保険料が対象です。過去の年度分や追納した保険料、また家族の国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も控除が受けられます。2年前納した場合は、納めた年に全額控除または各年分の保険料相当額を各年で控除のどちらかを選択できます。国民年金保険料を納付した人は、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が日本年金機構から下記のスケジュールで送付されますので、年末調整や確定申告の際にはこの証明書（または領収証書）を使用してください。

また、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、e-Taxで利用できる電子版の交付も行っています。マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録をすると、マイナポータルの「お知らせ」で電子版を受け取ることができます。（登録をすると郵送されなくなります。）

電子版の利用方法などは、日本年金機構のホームページで確認してください。

問合先

●貝塚年金事務所（☎431・1122）

●ねんきん加入者ダイヤル0570・003・004（ナビダイヤル）

※050から始まる電話からは☎03・6630・2525へ

	対　象	送付時期
①	令和6年1月1日～9月30日に国民年金保険料を納付した人	令和6年10月下旬～11月上旬にけて順次郵送
②	令和6年10月1日～12月31日に国民年金保険料を納付した人（①の対象者除く）	令和7年2月上旬郵送

後期高齢者医療制度

問合先
●大阪府後期高齢者医療広域連合 給付課（☎06・4790・2031）
●国保年金課

柔道整復、はり、きゅう、あん摩・マッサージ

健康保険で受けられるケースは限られています。正しく理解し、適切な受診をすることは医療費の適正化につながりますので、ご協力をお願いします。

■柔道整復師の施術を受けるとき

【健康保険が使える場合】

骨折・脱臼・打撲および捻挫など（肉ばなれ含む）

※骨折・脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得る必要があります。

【施術を受けるときの注意】

●単なる肩こり、筋肉疲労などに対する施術は保険の対象にならず全額自己負担になります。

●柔道整復師が患者に代わって保険請求を行うことが認められているため、自己負担を支払うことで施術を受けることができます。施術を受けたときには、「療養費支給申請書」の施術内容などを確認し、署名または押印してください。

■医師が必要と認めた、はり、きゅう、あん摩・マッサージの施術を受けるとき

【健康保険が使える場合】

●はり、きゅう…神経痛・リウマチ・頸腕（けいわん）症候群・五十肩・腰痛症・頸椎（けいつい）捻挫後遺症・その他慢性的な疼痛（とうつう）を主症とする疾患

●あん摩・マッサージ…筋麻痺・関節拘縮などで、医療上マッサージを必要とする症例

【施術を受けるときの注意】

●保険の適用には、あらかじめ医師の発行した同意書または診断書が必要です。

●単に疲労回復や慰安を目的としたものや、疾病予防のためのマッサージなどは、保険の対象とならず全額自己負担になります。

●保険医療機関（病院、診療所など）で同じ対象疾患の治療を受けている間は、はり、きゅう施術を受けても保険の対象にはなりません。

柔道整復などの施術を受けたときは、医療費控除の対象となりますので、必ず領収書を受け取りましょう。

広　告

この広告掲載についてのお問い合わせは、株式会社 宣成社（☎06-6222-6888）へ

この広告掲載についてのお問い合わせは、合同会社 IM総合企画（☎072-275-5449）へ